

○山本委員長 それでは、時間がまいりましたので、第25回専門小委員会を始めさせていただきます。

本日は、合併特例法の期限が迫っていることから、前回までの御議論を踏まえまして、当専門小委員会として答申案の議論を行い、その後、行政のデジタル化について審議を行いたいと存じます。

前回の専門小委員会に提出をいたしました「市町村合併についての今後の対応方策に関する答申（素案）」に対しまして、委員の皆様から様々な御意見をいただきました。

これを踏まえまして、私から事務局に対し「答申（素案）」に必要な修正を加えるように指示をし、本日の資料1「市町村合併についての今後の対応方策に関する答申（案）」を用意していただいております。

まずは前回の「答申（素案）」から今回の「答申（案）」への修正点及び前回御質問等をいただきました事項に関する資料2「現行の合併特例法について（追加資料）」につきまして、事務局から一括して説明を受けた上で、その後に委員の皆様にご意見をいただく形で進めてまいりたいと考えております。

その後、資料3「行政のデジタル化について」、前々回の専門小委員会の御議論を踏まえまして事務局に資料を用意していただいておりますので、事務局からその説明を受けた上で審議を行いたいと存じます。

（報道関係者退室）

○山本委員長 それでは、事務局より、資料1「市町村合併についての今後の対応方策に関する答申（案）」及び資料2「現行の合併特例法について（追加資料）」の説明を求めるといたします。

○市町村課長 よろしくお願いたします。

まず、資料2、現行の合併特例法についての追加資料について、御説明申し上げます。

おめぐりいただきますと、経常収支比率と地域自治体の状況についてです。

経常収支比率について団体規模別に比較をしたものです。折れ線グラフをご覧くださいますと、平成26年以降、一貫して指定都市が一番経常収支比率の高いグループに属しておりまして、規模が小さいほど経常収支比率が少ない、低いというデータになっております。

このデータを見る際の注意事項としまして、②のところの内訳をご覧くださいますと、例えば指定都市ですが、人件費、物件費などの内訳が書いていますが、人件費が非常に高くなっております。31.6でありまして、他の団体区分よりも極めて高くなっております。これは平成29年度であります。これは御参考までに平成28年度の数字は23.6でして一気に上がっております。これは県費負担教職員の給与負担の事務が平成29年4月から移譲されたことに伴いまして人件費が増えています。

申し上げたいのは、要は団体規模によりまして権能の違いがあります。したがって、どうしても国県道の管理ですとか、今の県費負担教職員ですとか、あるいは児童福祉の事務といった事務について、指定都市は通常の市よりも大きな役割を担っているということ

がありますので、それが数値として現れている部分があるかというように思います。例えば公債費について高いこともそういうことが影響しているのではないかというように思われます。

他方で、扶助費の欄をご覧くださいますと、町村が非常に低くなっています。実は町村については生活保護の事務を行っておりませんので、そういうことの影響もかなりあるのではないかというように考えております。権能差が明らかになさそうなところ、例えば中都市と小都市というところをご覧くださいますと経常収支比率は中都市が91.8、小都市が92.1になっていまして、そこまで変わりませんが、やや小都市の方が高いということになります。

この経常収支比率を財政力指数とクロスで見たものが下でして、オレンジが財政力指数1.0、緑が0.5以上1.0未満、青が0.3以上0.5未満、ピンクが0.3未満です。例えば町村をご覧くださいますと財政力指数が1以上である、要は基準財政需要額を超えるような基準財政収入額があるというようなケースであれば経常収支比率は低くなっておりますが、それ以外については経常収支比率についてはそれほど有意な差はないのではないかというように考えておまして、ほかの団体区分についてもおおむね同じ傾向かなというように思っております。

(2) 地域自治区等の設置市町村数の推移ですが、これについて一番左側が一般制度の自治区でして、右側が合併特例法上の特例としての地域自治区や合併特例区です。右側のものについては期限を定めて設置するものですので、時の経過とともに減っていく傾向にあるのは、ある意味、仕方がないかと思っております。

一般制度としての地域自治区については、特段、法律上の期限はありませんが、15、18、15、13というように増えたり減ったりしているという状況です。御参考までに平成26年から平成31年にかけて減っておりますが、御参考までに恵那市の事例を見てみますと、恵那市においては発展的に解消するというようにされていまして、法律上の地域自治区をなくしまして、独自の制度としての地域自治区を置くというように説明をされておまして、要は名称とか任期とか構成員の選び方を各区が独自に自主的に定めることができるようにする、自主性が高い仕組みに発展的に解消したのだというように説明をされております。

また、出雲市においては、これは地域の住民の意見反映を強化するように見直した上で廃止したのだというように説明されておまして、要は目安箱のようなイメージのようですが、市長ポストをつくるとか、まちづくり勉強会を開催するとか、住民自治組織との連携を強化するとか、そういう方策に変えたのだと、このように説明をされているという状況です。

資料1の方にお問い合わせいたします。

前回の素案についての議論を踏まえまして答申の案を事務局において用意をさせていただいたものです。おめくりいただきまして、修正点を中心に御説明をさせていただきます。見え消し版と対比でご覧いただけると幸いです。

まず「第1 基礎自治体についての現状認識と今後の課題」についてであります。

(1)の見出しを変えておりますが、これはこれまでの議論の中で、ここで合併については経緯を簡潔に書くというように修正されてきたということと、(2)の見出しが2040年となっていたものですから平成で書くのはあまりよくないということで、そういう事情で基礎自治体についての現状認識というように修正をさせていただいております。

修正点については第2段落でして、前回の議論を踏まえまして、人口1万未満の市町村数の言及を落としております。

また、第3段落につきまして、これまでの答申で言及しておりました平成22年3月までで合併推進運動について一区切りとすることが適当であるという言及を入れさせていただいております。また、合併市町村の成果や課題についての言及についても前回の議論を踏まえまして必要な修正をさせていただいております。

第2段落から読ませさせていただきます。

この結果、市町村数は、3,232が1,727となり、市町村合併は相当程度進捗した。市町村の平均人口・面積はほぼ倍増し、多くの市町村において行財政基盤が強化された。これにより、我が国の市町村を全体として見た場合には、第27次地方制度調査会答申において示された「住民に最も身近な総合行政主体として、これまで以上に自立性の高い行政主体」という基礎自治体の姿に近づいたと考えられる。

平成11年以降の全国的な合併推進運動については、第29次地方制度調査会答申により、「平成22年3月末までで一区切りとすることが適当である」とされ、その後の市町村合併は7件となっている。

それぞれの合併市町村において、市町村合併後のまちづくりは未だ進行中であるが、多くの団体において、専門職員の配置、組織の充実、行財政の効率化等、市町村合併の成果が既に現れつつある。一方で、周辺部の旧市町村の活力が失われているなどの課題も指摘されており、こうした課題の解決に向け、合併団体においては、支所等の設置、地域自治区の活用等の取組が行われている。このようにしているものです。

次の(2)につきましては、特に修正点はありません。また、第2についても修正点はありません。

第3をお願いいたします。「第3 市町村合併についての今後の対応方策」です。

最後のページをご覧くださいまして、修正がありますのは「その後、平成22年の改正により」以下の段落です。

技術的な修正をさせていただいているものとともに、今後の取扱いについて検討する必要がある、期限が切れることに伴って今後の取扱いについて検討する必要があるという下りを入れさせていただいております。

また、その次の段落につきましても技術的な修正を加えているほか、前回の議論を踏まえまして、これらのほかにも市町村合併に向けた動きが見られる地域も現に存在するというようにさせていただいております。その他、てにをはの修正などです。

「その後」以下のところを読ませていただきますと、その後、平成22年の改正により、国や都道府県による積極的な関与等の合併推進のための措置を廃止し、合併の円滑化のための措置を定める特例法とした上で、期限を10年間延長して現在に至っており、令和2年3月31日をもってその効力を失うこととなっていることから、今後の取扱いについて検討する必要がある。

地方自治法等の特例として平成22年の改正後の特例法で設けられている様々な措置は、現行法下で行われた7件の市町村合併のいずれの事例においても活用されており、合併の円滑化に寄与しているものと考えられる。また、これらのほかにも、市町村合併に向けた動きが見られる地域も現に存在する。

したがって、現行法の期限後においても、自らの判断により合併を進めようとする市町村を対象として、引き続きこれらの措置を講じることができるよう、現行法の期限を延長すべきである。

なお、既に合併した市町村においては、合併後のまちづくりが進められ、市町村合併の課題等に対応するための様々な取組が行われているところであり、国及び都道府県は、引き続き、これらの合併市町村に対する必要な支援を行っていくべきである。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見等いただければと存じますけれども、いかがでしょうか。前回の議論を反映していただいたということですが、武藤委員、お願いします。

○武藤委員 経常収支比率や地域自治体の状況についてお調べいただきまして、ありがとうございました。やはりこれを見ますと、小さな自治体の財政力、経常収支比率というのは低くて、今、説明、生活保護などの事務がないからではないかというお話もありましたけれども、小さな自治体だから一概に財政力も弱いということとは言えないのではないかということも1点、申し上げたいと思います。

資料1の方では、1ページで専門職員の配置、組織の充実、行財政の効率化等、市町村合併の成果が既に現れつつあるという文章で、専門職員の配置というのを調べてみましたら、合併自治体も増えているところもありますが、非合併の自治体の方が専門職員は増えているという専門職もあります。

したがって、時代背景で専門職の配置が多くなっているのも、色々な専門職が情報化についてもそうでしょうし、そういう時代背景で増えているところの方が合併のおかげで増えたと言えるところかどうか。合併しないところでも増えているということが専門職の配置については言えますし、組織の充実というところでは確かに先ほどの地域自治体の割合、数が減っているところなどを見ると、その他、支所が閉鎖されているところとか、そういうところもあるのではないかということですが。

それが1つで、こういう合併の効果を謳うのはもちろんいいのですが、やはり合

併しなかったところも同様に時代に合わせて動いているところもあるのだということを知っておいていただきたいと思います。

1 ページに同じく「住民に最も身近な総合行政主体として、これまで以上に自立性の高い行政主体」という基礎自治体の姿に近づいたというように書かれているわけですが、2 ページの方の下から3分の1ぐらいのところに、基礎自治体としてどう対応するかで、自主的な市町村合併、市町村間の広域連携、都道府県による補完など多様な手法の中から最も適したものを自ら選択できるようにすることは適当であると書いてあって、この「など」というのは都道府県による補完などで、私はここで言いたいのは、非合併で頑張ってきて、1 で書かれているように自立性の高い行政主体になってきた自治体というものもあるわけですから、現状のまま行くというのも自立の道に行くというのですか。そういうこともやはり手段の一つ、「など」の中に含めてもいいのかなというように思いますし、分離するという方法もあるわけで、これについてはなかなか取り入れられるところでありませんが、もう一度、戻るということも地方自治の本旨というか、やはり地域住民の選択として入れてもいいのではないかというように思っております。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

今の点でも、あるいは他の点でも結構ですけども、いかがでしょうか。

それでは、横田委員、お願いします。

○横田委員 追加資料を拝見する限り、今、武藤先生がおっしゃったように、小規模自治体が決して財政力が弱くなくと言い切れるようなデータには私は読み取れなかったのです。

この数字をどう見たらいいかというので、小規模自治体が財政力が弱いという御説明をされていたように感じたので確認です。財政力指数0.3%未満の団体数で言うと町村の割合がすごく多かたりするのですが、実際のデータをもとにどう読み解けばいいのか、どう評価すればいいのかをもう一度、御解説をいただけたらと思います。

○山本委員長 それでは、これは事務局の方からございますか。お願いします。

○市町村課長 まず、本日の追加資料についてですが、経常収支比率につきまして、ご覧いただきますと団体規模別の数字、指定都市から中核市、町村まで並べておりまして、指定都市が一番、経常収支比率は高い。経常的に支出されている経費の割合が高いというように見えますけれども、この内訳、②のところをご覧いただきますと、例えば指定都市の欄で人件費の割合が極めて高くなっております。31.6%というようになっておりまして、例えば中核市とか町村などは23%、24%なのですが、圧倒的に指定都市は高くなっています。

これは実は平成28年度のデータは23.6でして、県費負担教職員の権限が平成29年4月から指定都市に移譲されたことによりまして大きくはね上がっているということです。県費負担教職員に限らずですが、指定都市の場合には通常の市よりも担っている役割が大きいということがありまして、それは国県道とか児童相談所とか、そういう事務もありますの

で、そういうことが影響して人件費や公債費などが上がっているのではないかとこのように考えております。

他方で、扶助費につきましてご覧いただきますと町村について非常に少ない数字になっていますが、これはやはり権能の違い、生活保護の事務を行っていないということが影響しているのではないかとこのように考えております。

御指摘いただいた財政力という点につきましては、本日は団体の規模別で見たものではありませんが、合併団体と非合併団体の財政力指数について、合併前後で比較をした資料を提出させていただいたことがありまして、その際に非合併団体については平成の合併の前と後でそのときの数字、平成10年度と平成29年度で0.51というように変わっていないのですが、合併団体につきましては平成10年度と平成29年度、同じ年度で比較しますと0.37から0.49で0.12ポイント上がっているということになっていまして、合併団体につきましては、やはり規模が大きくなることによりまして財政力指数が上がっているというデータが出ているということです。

○山本委員長 横田委員、ございますか。

○横田委員 理解できました。繰り返しの御説明もありがとうございます。

つまり、言いたかったのは、小規模自治体が財政的に問題にないというようにこれまでのデータも含めて言い切ってしまうという理解でいいのでしょうか。

○山本委員長 大屋委員、お願いします。

○大屋委員 そう言い切るのはまずくて、やはりもちろん先ほど事務局からもあったとおり、それぞれのブロックの自治体によってなすべきことが違うので、なすべきことに対応した財政力が十分にあるかということを中心に横並びでは比較できないのだけれども、例えば追加資料の③の図の町村人口1万人未満のところを見ると、やはり団体数で圧倒的多数が財政力指数0.3未満。要するに、本来必要だと目算される金額の3割以下しか自主財源、通常の財源がない、独自財源がないという状況になっておるわけですから。

比率はきちんと計算しないとわからないけれども、例えばピークだけを見ても1万人以上町村だと一番多数を占めているのは緑だから0.5から1.0。小都市だと0.5から1.0という具合に、もう少し余裕があるところが主流派になっているのと比べると、やはり圧倒的な割合で財政力に不安があるところが多いとはまず言えるのではないかと。

ただし、一方で、武藤先生がおっしゃったことの一部でもあると思うのですが、10団体は1.0を超えていて、富裕自治体ということで交付税不交付になっているというような状況もある。小規模だから必ず財政力がないとは言えないけれども、小規模であるということは財政力の不安を感じさせる、不安があると考える要素にはなるだろうということには思えると思います。

○山本委員長 ありがとうございます。

よろしいですか。

○横田委員 ありがとうございます。

○山本委員長 それでは、市川会長、お願いします。

○市川会長 御教示いただきたいのですけれども、1 ページ目の真ん中の「第27次地方制度調査会答申において」の部分なのですが、「『住民に最も身近な総合行政主体として、これまで以上に自立性の高い行政主体』という基礎自治体の姿に近づいたと考えられる。」という言葉があります。これは、地方制度調査会の見解として、今の1,727の基礎自治体の集合体が総合行政主体として目指す理想の方向に近づいたとジャッジしているということなのでしょうか。

それと、その「総合行政主体」というものが基礎自治体も含めた皆さん共通のコンセンサスなのかどうかという点を伺いたいのです。

○山本委員長 では、まず事務局の方からお願いできますか。

○市町村課長 地方公共団体につきましては地方自治法の規定によりまして地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うというようにされておりまして、市町村はそういう地域における事務の役割を一般的に担うというようにされておりまして、そういう意味で総合行政主体という言葉を使わせていただいております。

基礎自治体の姿に近づいたということのジャッジにつきましては、これは第29次地方制度調査会におきまして平成の合併が相当程度進捗しまして、ここにありますような基礎自治体の姿に近づいたのだという見解がこのときに示されているというものです。

○市川会長 現状の1,727の状態が全体として近づいたということ。個別ではなくてということですね。

○市町村課長 そういう意味では全体ということですよ。

○山本委員長 先ほどの武藤委員の御指摘とも関わるのですけれども、ここで言う全体というのは、あくまで全体であって、個々に見た場合にどうかという判断、これはまたばらばらなわけですね。そこまで判断をしているわけではありませんで、武藤委員の御指摘との関係で言えば小規模であるからどうかというわけではないという趣旨を明確にすべきであるという御意見が前回もございまして、それで今回の1 ページの記述では人口1 万未満の市町村数は大幅に減少したという下りは消したということで、規模がどうなっていたらいいとか悪いとかという判断はしないという議論であったかと思えます。

それで今回はそのように記述も反映をさせていただいたということにして、したがって、先ほどの武藤委員の指摘との関係で言えば、例えば人口が一定規模以下の市町村が全て合併すればいいとか悪いとか、そういう議論をしているわけではなく、あくまで合併をした市町村があり、その中にはかなりの成果を上げつつあるところもあるという判断であって、合併をした個々の市町村が全てフルの成果を上げているとか上げていないという判断をしているわけではないかと思えます。

したがって、これは前回、たしか大橋委員の御指摘があったところかと思えますけれども、1 ページの(1)の最後の段落でも、現れつつあるというようにいたしまして、これはそれぞれの合併市町村によって成果の現れ方は違うし、完全にもう既に現れている

ところもあれば、今、まさに進めているところもあるというニュアンスで、したがって、何か一律にあらゆる市町村についてこうだという判断をする記述、そのように受け取られる記述は、今回全て削ったということでございます。

したがいまして、武藤委員の御指摘といたしましては、2ページの「など」という表現の中に、それぞれの市町村がここに例示されている手法をとらないで頑張るといふものも入っているのかということですが、それでも、「など」ですから、まさに色々あると思いますし、恐らく頑張るといふ場合にも、それぞれ色々な工夫をされていると思いますので、単にそのままという記述をするのでは、不十分といいますか、ここに書かれている市町村合併、広域連携等々の具体的な手法との並びで少し違和感があるところです。そのままという場合には、それぞれ色々な工夫をされて頑張っているということだと思いますので、もし書くとすれば、それぞれの工夫の内容をこの「など」の中に書いていくこととなりますが、今回は合併特例法の延長をするという理由として書いているところですので、そこまで個々に記述はしない。それで「など」という形で書かれていると理解いたします。

それでは、田中委員、お願いします。

○田中委員 その流れで武藤委員に先ほど御指摘されたところを伺わせてください。合併しなくてもうまくいっているところはあるといった表現をすべきではないかという御指摘について、これまでも行財政基盤を強化するための手法の1つとして合併を行ってきたわけで、今後は中長期的に地域を維持していくため、またさらにその手法としてという記述があるので、うまくいっているところというのはそもそもこの土俵に乗らないということ、あえて書く必要はないのかなと捉えておりました。しかし、今回ぜひ書くべきというご意見ならば、その御説明をいただければありがたいと思います。

○山本委員長 それでは、勢一委員、お願いします。

○勢一委員 既にここでの議論で合併したか、しなかったかで、今、どういう状況であるのかというのはここで色々データを出していただいて、それなりに共通の認識はえたのではないかと考えています。

合併しなかったから絶対だめな状態になっているのかということ決してそういうわけではなくて、合併しなくてもしっかりやっているところもあるし、合併したからといって、必ずしも解消されなかった課題がたくさんあるところもある。地域によって違うことは、ここでもデータが示されて議論がなされたと思います。

それを踏まえてだと思っておりますけれども、2ページの第2の中ほど、第3段落のところ記述がありまして、ここの中の2行目の後から合併を選択しなかった団体も含めてということで、多くの市町村において将来の人口減少や高齢化を見据えて行政サービスの提供体制を構築するための工夫や努力は続けられているというような下りがあります。

そのため、ここでその点は表現がされていると私は理解していて、その後で、その中には工夫や努力の中に市町村が他の地方公共団体と連携することも取組が進められているというので、多分、その次の御指摘のあった「以上を踏まえると」というところで、ここは

あくまでも地域の枠を越えた行政サービスの提供体制についてどういうことができるのかという形で整理をされている。武藤委員の御指摘の部分はその前の段落のところで含まれている内容で、それは御指摘のあった「など」のところは地域を越えたというところなので、少し議論の局面が違う内容が書かれています。この内容で武藤委員の御指摘と私は必ずしも齟齬はないのではないかと理解をしているのですが、確認をお願いできればと思います。

○山本委員長 ありがとうございます。

何かございますでしょうか。

それでは、飯島委員、お願いします。

○飯島委員 今の点の第2の4段落目のところで、「地域の枠を越えた」というのは中間報告でのいわばキーワードの1つになっていたかと思うのですが、その「地域の枠を越えた」という中に合併、広域連携、補完があるとしますと、これは今後の審議においても合併も念頭に置いた議論を進めるのか。

確かに合併か連携かではないが、合併から連携へという流れはあるだろうと思いますが、たまたまといいますか、合併特例法の期限があるので今回こういう議論をしたのか、どのように考えていったらいいのか、教えていただけますと幸いに存じます。

また、「基礎自治体」という言葉が使われていて、これはいわゆる受け皿論の文脈での用語法であるかと思うのですが、それは前提とした上で市町村という用語との使い分けがなされているというように見てよろしいのでしょうか。

最後に、3ページの3段落目のところに「平成22年の改正後の特例法」とありますが、これは正式名称を書かずに現行法というのでよろしいのか。平成16年とか昭和40年は法律番号も書いてあるのですけれども、現行法についてはこのような表現でよろしいのでしょうか。よろしくをお願いします。

○山本委員長 第2点が基礎自治体という言葉と市町村という言葉が書き分けられているのかという御質問で、第3の御質問が、これは表記の問題ですけれども、この表記でいいのかということですが、ここの点は事務局の方からお願いできますか。

○市町村課長 基礎自治体と市町村のワーディングにつきましては、これもこれまでの地方制度調査会と同じワーディングだというように考えておりまして、基礎自治体というワーディングにつきましては、まさに福祉とか様々な行政を担う総合的な行政主体、自立性の高い行政主体ということを指す場合に、これまでの地方制度調査会の答申の中でもそういう使われ方をしているというように考えております。

もう1つの最後のページの平成22年の改正後の特例法につきましては、要は一部改正法については法律番号がありますが、溶け込み後の法律を指すにあたって溶け込み後の法律番号を書くことがなかなかできないものでこういう言い方になっているということでございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

第1点は、基本的にここでも何度か確認をしたのですけれども、要するに合併特例法を延長するという事は、今後、自治体が広域的に地域の枠を越えた行政を行っていく場合の1つの手法として依然としてあるだろうという、それ以上でもそれ以下でもないということです、特に飯島委員が当初抱いていた感覚と違うことを言っているわけではないと思うのです。

○飯島委員 地域の枠を越えたというところの中で、今後もこの言葉で恐らく議論していくと思うのですけれども、合併も1つのものだ、それ以上でもそれ以下でもないが、それも視野に入れた議論をしていくという認識でよろしいでしょうか。

○山本委員長 この場で、この後、合併についてさらに議論するかということですか。

○飯島委員 合併自体ではなく地域の枠を越えたというところで、連携ばかりを念頭に置いていたものですから、そういうわけではないということです。

○山本委員長 これは前半の方の議論でもあったのですけれども、まず、それぞれの市町村が現状あるいは将来、どのような条件のもとに置かれるかということをも十分分析して、住民の間で議論をしていただく。それを未来予測という形でまとめていただく。その上で、それでは、どうするかというときに、合併という手法が有効であると考えて、それを選択するところも出てくるでしょう。連携といったようなやり方を選択して、適切であるというように判断して、それを選択するところもあるでしょう。先ほどそれ以上でもそれ以下でもないと申し上げたのは、そういうことです。

ですから、合併について、今後一切考えないわけではありませんが、合併がどの市町村においても有効な手段であるので、合併を促進しましょうというスタンスもとらない。あくまで合併という選択肢があつて、それを選択した市町村については、それが円滑にできるように特例法を存続させましょうということです。よろしいでしょうか。

様々な御意見をいただいたところでございますけれども、「市町村合併についての今後の対応方策に関する答申（案）」について、これ以上、御発言がないようでしたらここまでとさせていただきますと存じます。

本日、御議論をいただいた「市町村合併についての今後の対応方策に関する答申（案）」につきまして、御意見をいただきました。最終的に修正をする必要があるかどうかという点をチェックいたしまして、市川会長、大山副会長とも御相談をさせていただきました、その上で本案につきまして、当専門小委員会として第4回の総会に諮ることといたしたいと存じます。

最終的に修正の必要があるという場合に、その文言につきましては私に御一任をいただきたいと存じますけれども、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきますと存じます。

それでは、次に、事務局より資料3「行政のデジタル化について」、説明をお願いいた

します。

○行政経営支援室長 それでは、資料3をお願いいたします。「行政のデジタル化について」です。

ページをお開きいただきまして、最初、1ページ、2ページ目は第21回、第23回の議論の際の主な議論ですので、これは飛ばさせていただきますけれども、3ページ、4ページをお開きいただければと思います。前々回の第23回の専門小委員会におけるデジタル化関係の議論をまとめたものです。

まず、ICT基盤の共同利用との課題、国の役割についての意見をいくつかいただきました。一つは、小規模自治体とデジタル化との関係ということですが、デジタル化の需要が高い小規模自治体ほど、そのデジタル化を進めるための能力に乏しいという問題があるのではないかと。広域での連携とかクラウド化を通じたシステムの共通化・統一化を図ることが重要ではないかという御意見がありました。また、文書管理のデジタル化をしようとしても、公文書の担保ができていないところも多いのではないかとといった御意見もあります。

さらに、デジタル化の利益は住民サービス・利便性の向上に現れるのではないかと。そういった行政の効率化だけでなく住民のニーズに応じていくというのは重要ではないかという点の御指摘がありました。

さらに5つ目ですが、地方公共団体がICT基盤を共同利用していくというときに、国も一緒にした方がさらに効果が高くなるのか、それとも、地方自治に委ねておくべきであるという要請があるのかといった御議論がありました。

もう一つ、個人情報保護の関係ですが、個人情報保護条例といった規律のあり方についての御意見がいくつかありました。自治体間で内容に大きな相違があるという指摘もあるけれども、そのことを確認するために膨大な情報処理コストが生じるのではないかと。法的規律の国際的な協調も進みつつある中で、日本の公的セクターが世界から取り残される原因になりかねないのではないかとといった御意見がありました。

その中で、個人情報保護条例だけではなく情報公開条例についても同様ではないかという御意見がありましたし、また、個人情報の問題は、これまでは規制のあり方というよりは情報の管理の問題として議論されていたのではないかとという御意見がありました。

マイナンバー制度に関連いたしまして、これを積極的に活用することによって給付行政等においても申請等を省略可能とすることができれば、行政の効率化のみならず利便性の向上にも資するのではないかとという御意見がありました。

それをまとめといたしまして、右の下ですが、地方自治と地方公共団体の情報の利用の関係ですが、こういったことがこれまではあまり正面から議論されたことはなかったのではないかと。情報技術のユーザーとしての地方公共団体が登場する場合に集権化した方がよいということになれば、これまでの地方自治の考え方とは異なる面も出てくると考えられるため、地方分権と地方公共団体の情報の利用との関係を議論する必要があ

る、また、行政のデジタル化の需要が高い小規模自治体ほど、そのための体制に課題があるという現状もあるということで、十分な現状分析、または過去の経緯の分析も必要となるということで、こうした点に関係して御議論いただくための資料を今回加えさせていただいたところです。

また、この第23回の専門小委ですけれども、時間の制約もありまして十分御議論いただけなかった部分もありますので、再掲させていただいた部分があります。また、少し議論のポイントといたしますか、着眼点的なものを用意させていただきました。そちらを先にご覧いただければと思います。

一番最後のページです。39ページを見ていただければと思いますけれども、第23回のおきに出させていただいた資料に関連する着眼点を3つ、上の二重丸で書かせていただいております。

まず、ICT基盤に関する地域の枠を越えた連携、全国利用とか共同利用に関するものですが、近年、ア、イ、ウのような例えば遠隔地を含めた連携とか全国レベルの共同化に向けた動きや共同化に資するような標準化の動きもある。また、AIとかIoTを含めた新たな技術については、利用者を固定しないようなオープンな形での共同利用の動きがある。そういったニーズを踏まえて、動きが出てきているということであろうかと思っておりますけれども、それをさらに促進するためにはどのような仕組みが必要かとしております。

2点目ですけれども、組織の枠を越えた連携・取組ということで、自治体におけるICT利活用について、利用者視点を取り入れて、例えばオープンデータを住民とか大学とか企業等が課題解決に活用するような取組が出てきておりますけれども、それをさらに進めていくためにはどのような仕組みが必要だろうかという点を書かせていただいております。

また3点目ですけれども、人材の確保・育成という点が非常に重要です。官民間問わずICT人材が逼迫する中で、小規模市町村も含めてICT基盤をうまく活用して、Society5.0において実現する技術の恩恵を各自治体が享受できるようにするためには、ICT人材について、どのような確保・育成の仕組みが必要かということとさせていただきます。

少し振り返らせていただきますけれども、10ページにお戻りいただければと思います。先ほど申し上げた1つ目の項目ですけれども、10ページの上のところは、これまで様々な共同利用が情報システムやAI、IoT、様々なICT基盤に関して行われてきたということです。近隣の市町村間の共同利用、多くの自治体クラウドはこういった形でされております。

それに加えて遠隔の団体間での共同利用の試みであるとか都道府県単位、または全国的な共同利用というものが出てきている。それに加えてア、イ、ウのような動きがあるということで、こういった動きをさらに促進するための考え方というものがあるのかどうかということをお議論いただければと考えております。

11ページ以降、実際の例といたしまして、11ページは近隣の市町村間の共同利用、12ページは遠隔の市町村間、13ページは都道府県単位での共同利用、14、15ページは全国的な共同利用、16ページは標準化の動きということと、17ページにオープンな形での共同利用

の動きということで例示をさせていただいています。

19ページ、20ページですけれども、組織の枠を越えた連携ということで、オープンデータを活用して住民とか大学、企業等が社会課題等を解決する、シビックテックと言われる取組が出てきているということです。ただ、まだオープンデータの利用としてのニーズの確認というところまでなかなか至っていない部分があるという課題もあります。20ページに掲載させていただいたものです。

3つ目ですけれども、22ページの全体としてのICT人材が逼迫している状況をはじめ、自治体における状況ということでCIOの外部任用、人材育成の実施状況、また、外部人材ということでアドバイザーによる支援、25ページ、26ページの教育機関によるICT人材育成といった点も御紹介させていただいたところです。

また、以前お出しした参考資料2の人材関係の資料もご覧いただければと思いますが、49ページから52ページのところに自治体の情報担当職員を取り巻く変化や研修の状況、それから、CIO、CIO補佐官の内部／外部任用の状況等の資料がありますので、そちらも参考にさせていただければと思います。

資料3に戻りまして、29ページをお願いします。

行政のデジタル化における国と地方の役割ということで、ICT基盤の全国利用・共同利用について、国が一定の役割を果たす意義をまとめております。

一番最初のところですが、全国の自治体によるICT基盤、これは情報システムやAI、IoTを広く捉えたものですが、複数自治体による共同利用を様々な形で促進しているということが現状としてあるのではないかとということで、例えば先進自治体の取組の紹介ですとか技術的な助言ですとかプラットフォームの整備、また、システムそのものの整備ですとか、システムの機能要件を議論するような場を設置するといった形で、国として共同利用を促進していると考えられます。

ここで国が果たしている役割は何なのかということですが、一つは、個々の自治体がそれぞれで取り組むだけでは自治体間の調整コスト、また、その自治体ごとの人材面の格差等の課題によって、全国利用や共同利用が進みにくい部分があるのではないかと。そこで、国が関わることによって全国利用とか共同利用を進めることができ、できるだけ多く、もしくは例えばセキュリティのような場合には全ての自治体がよりよいICT基盤をできるだけ安価に使えるようにしようとするものなのではないかとということです。

今、申し上げたのは、下に表で①、②、③と書いていますけれども、個々の自治体がそれぞれで取り組んだときに生じる隘路として、自治体間の調整コスト、それぞれが今も自治体クラウドということを複数団体で取り組む場合には相当の調整が必要になるということです。場合によっては数年かけて調整をして共通のクラウドを利用していくということです。

また、これからの技術としてAI等がありますけれども、一つの団体の学習データを学ぶだけでは性能の向上もあまり期待できないということもあります。そこで、全国利用とか

共同利用の環境を整えることで利用する自治体数が増えれば、よりよいものをできるだけ安価に使えるようになるという効果があるのではないかとということです。

2つ目ですが、人材や財源に恵まれた一部の自治体だけでしか取り組まれないという可能性もあるのではないかと考えられますけれども、それだけではなく、できるだけ多くの自治体がICTの恩恵を享受でき、セキュリティ面などリスクも減らせるようにするという事は国が関わる意義としてあるのではないかとということです。

また、複数自治体にまたがって活動する住民、企業にとって、個々の自治体が別々の形で取り組んだときには、場合によって不便になるようなこともあるのではないかとということです。そういった住民、企業等のユーザーの利便性の視点から、共通の申請様式であるとかプラットフォームを使えるようにするという事は国が関わる意義としてあるのではないかとというようにまとめております。

これは一つの例ですけれども、丸の3つ目ですが、こういった国の自治体への関わり方は、どのような意義を持つと考えられるかということでもあります。今、申し上げたものに限るわけではないと思いますけれども、そこをどう考えるかという点を御議論いただければと思います。自治体の役割に枠をはめ、制限するというよりは、自治体が法令に基づく事務等を処理する役割を尊重した上で、その役割を効果的・効率的に果たせるように国が一定の役割を果たすことを目指しているというように考えられるのかどうかというのが一つの考え方です。

今、申し上げたものの例として30ページ、31ページに具体例を掲げさせていただいております。先ほども申し上げましたけれども、例えば自治体クラウドの推進におきましては、国は導入に取り組む際に参考となるような検討事項や具体的な手順、留意点等を取りまとめて公表するといった助言を行っております。そのことによって、情報システム共同化のための環境を整備し、コストの削減、事務負担の軽減に資する役割を果たしております。

また、自治体システム等標準化検討会を総務省で8月に設けて議論を始めておりますけれども、これはこれまで各自治体が独自に構築・発展をさせてきた結果、自治体側の人的・財政的負担が大きくなっている情報システムの運用について、自治体や事業者とともに議論する場ですが、これによってシステムの共同化の際によるべき基準として用いることができるような標準を関係者で決めることによって、これまではいくつかの団体が一から行っていた調整の負担が軽減できるのではないかとという点があります。

また、例えば住基システム等で、DV支援対象者の管理といった、もともとは一部自治体の創意工夫によって始まったシステムの機能の改善をそのほかの団体にフィードバックできるという部分はあるのではないかとということです。

また、その様式・帳票を標準化することができると、複数自治体にまたがって活動する住民や企業等、また、その受付をする側の自治体にとってもメリット、利便性の向上があるのではないかとということです。

続いて、31ページですけれども、マイナポータルで、電子申請システム（ぴったりサービス）や就労証明書の作成コーナー等を提供しております。これはこういった意義があるかということですが、電子申請の基盤を用意することで、自治体側がマイナポータルを使えば個別にそういった電子申請の基盤を用意するよりも安価にでき、費用を削減する効果があるのではないかと、また、これまで取り組んでこなかった団体がより簡単に取り組めるような環境を提供している部分があるのではないかと。また、就労証明書につきましては、一つのポータルサイトになっていますので、従業員の住む自治体ごとに別々にサイトを見る必要がなく、様式を入手できるといったようなメリットがあるといった役割を果たしていると思われれます。

また、地域情報化アドバイザーの派遣制度、これは専門家の派遣制度ですが、自治体、個別の団体では人材が不足するような自治体を含めたICT活用水準の底上げといった効果があるのではないかとということです。

また、最後に、革新的ビッグデータ処理技術推進事業という、複数自治体によるAIサービスの共同利用に向けた実証の支援ですけれども、これによってより安価で、質の高いAIサービスの普及促進につながるのではないかとということです。

こうした国が関わる手法について、32ページをお願いしますが、ICT分野については、国はこれまで自治体が法令に基づく事務等処理する役割を効果的・効率的に果たせるように、ICT基盤を整備したり、また、協力して標準化を進めるための事実上の役割を果たしておるわけですが、その際の手法について法令で規律されることは少なく、実態上のものとなっていることが多いということです。

これまでのこういった国と地方の役割につきましては、法令上の役割、特に義務付け・枠付け等の関係を中心に議論されてきました。他方で、こうしたICT基盤の全国利用とか共同利用をしていく際に、国が一定の役割を果たす手法としては、こういったものが考えられ、それをどのように評価することができるかということです。

下に一定の役割を果たす手法としていくつか分類をしています。国・自治体がともに利用するものというものは、例えばマイナンバー制度の情報提供ネットワークシステム等があり、こういったものを国で整備するという方法がある。また、自治体のみが利用するものについては、既存の制度とか、既存の制度に基づく基幹システムなどにつきましては、自治体クラウドという共同化の取組に加えまして、国・自治体が協力して標準化、広域化を検討していくという取組が始まっているというものです。

また、新たな制度に関するものにつきましては、各自治体の整備というよりも国で整備するという例も出てきているというものです。農地情報公開システムについては前回御紹介をさせていただきました。

また、新たな技術に関わるものということで、AIとかIoTとか、これまでの基幹システムの外に新たなものを入れていくというような場合につきましては、これも各自治体で個別に利用するというよりも、国が複数自治体間での共同利用を支援するという形が出てきて

いるというものです。

続いて、33ページです。こういった先ほど申し上げたいいくつかの役割を果たす手法の中で2の①ですけれども、既存の制度・技術に係る情報システムにつきまして、これまでは制度をつくったときにはシステムによる処理を必ずしも前提としていなかったということです。そこで、制度としては法令等による規律の対象となっていない。こういった形のシステムで事務処理をするということを書いているわけではなくて、各自治体の判断でシステム構築をされてきたということです。

その結果、自治体間での取扱いに差異が見られるものもありますけれども、その違いというものを必ずしも地域の特性に応じた差異と言えないものも多いのではないかとということで、下にその具体例を書かせていただいております。

また、各自治体の創意工夫の中には全国的にフィードバックすべきものもあるのではないかとということです。住民記録システムとか税のシステム等の事例ですけれども、下の表をご覧くださいますと、現状で自治体ごとにほぼ同じ取扱いがなされているものということで、例えばシステムから住民票の写しを出力できる、これはどこのシステムでも同じような取扱いになっているわけですが、自治体ごとに異なる取扱いがなされているものの中でも地域の特性に応じた処理とは言えないものがあるのではないかと、例えば施策の内容に関係しないものとして、システムから出力する様式・帳票が例えばA4の縦なのか横なのかといったような形式的な違いがある。

あとは例えばエラーチェックがシステム上でできるとか、システム上でDV支援対象者等を管理できて、他システムとも連携できるといったような各自治体の創意工夫で機能が拡張されてきたものであったとしても、実装の仕方によって地域の特性と必ずしも言えず、ほかの団体も同じような機能が使えることにより、利便性や正確性が高まっていくというものもあるかということです。

また、他方、団体・地域の特性に応じた処理の例といたしまして、一番下ですけれども、人口規模が大きな自治体では、リアルタイムでのデータ更新はシステム上の負荷が大きいので、夜間休日等に一括更新するというような例もあります。こういった自治体の規模とか特性によって処理が行われるものももちろんあるわけですけれども、必ずしもそういったものばかりではないため、どのような手法をとれば各自治体の創意工夫を生かしながら実効性を持って標準化を進めて各自治体の利便性、正確性の向上につなげることができるのかということがあります。

そういった点を踏まえまして、34ページ以降ですが、政府の戦略等の中で行政のデジタル化の関係について、34ページは今年の骨太の方針ですが、地方自治体の情報システムについても、国の主導的な支援のもとで標準化等を進めるべきではないかと、自治体クラウドの広域化や大規模団体のクラウド化を計画的に推進すべきといった記述があります。

35ページは成長戦略、またはIT戦略というもので同様の記述があります。

36ページ、これも繰り返しですけれども、自治体の側からもこういった声が出てきてい

る。共同開発や標準化へのニーズに対する御発言をいただいているというものです。AIを活用したシステムについて、国が共同開発の枠組みを呼びかけるといいのではないかといい御発言ですとか、住基システムなどについて、これを国で標準化してもらいたいといった御発言がありました。

続きまして37ページですけれども、こちらは参考ですが、国と地方の役割分担について規定がある地方自治法第1条の2と地方公共団体の役割について規定がある第2条について掲載をしております。こういった規定との関係についても御議論があるのではないかと考えております。

最後に、39ページです。先ほど申し上げましたように行政のデジタル化と地方の役割、特に国の関わり方ですけれども、それはどういった意義があるのか、一定の役割を果たす手法としてはどういったものが考えられ、どのように評価できるのか、実効性を持って標準化を進めるためにはどういったことが考えられるのかといった点について御議論を賜ればと考えております。

また、前回御議論いただきましたマイナンバー制度、ICT利活用における個人情報保護のあり方につきましては、資料の準備の関係もありますけれども、以降の回で御議論いただければと考えております。

事務局からは以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見等いただければと存じます。

本日の資料では39ページに着眼点をおまとめいただいております。非常に具体的なテーマから一般的なテーマまで、色々なテーマが含まれております。本日は、さらにこれらについて御意見をいただきたいと思います。

最後にも御説明がございましたように、マイナンバー制度とICT利活用における個人情報保護のあり方につきましては、それぞれかなり大きなテーマのブロックになります。これにつきましては以降の回で議論をすることにいたします。いかがでしょうか。どの点からでも結構です。

それでは、太田委員、お願いします。

○太田委員 議論をするに先立って、地方公共団体の特色というものがあるかどうかを把握しておきたいという関心から、せっかく民間企業でお勤めの方々がおられるので、事実の確認をさせていただきたいと思います。地方公共団体についてはICT基盤の全国利用・共同利用を、地域の枠を越えて実施し、国が一定の役割を果たすのだ、という考えは、事務局の話聞いていても意味のあることで、ある程度もっともらしく聞こえます。他方で、同じようなことが民間企業でも、企業の枠を超えて、あるいは企業グループの枠を超えて、さらには業界の枠を超えて、全国利用・共同利用をしようとするのか。その際に、業界横断的な全国組織とか、果ては経団連でも商工会議所でもいいのですが、そういった何かの経済セクターの代表が一定の役割を果たすというようなことがあるのでしょうか。

もしないとすれば、それはないということで結構なのですが、逆になぜ地方公共団体、国のときにはそれができるのだろうか。いくつかの理由はもちろん考えられると思いますが、この問題設定はICT全般に通用するものなのか、国と地方公共団体という、ある種の統治団体にのみ共通するものなのかということで、どなたか教えていただければと思います。

以上です。

○山本委員長 横田委員、どうぞ。

○横田委員 業界を超えてかは正直わかりません。ただ、私もシステムの設計とかで発注をしたりすることもありますので仕様書をつくったりとか、データの持ち方はすごく大事で、データの移行ができることがすごく大事なのです。

国と地方と同様のことが多分起こっているであろうと思うのが、グローバル企業や支社をたくさん持っている企業は同じ議論を結構していて、とある国が自分たち独自でやりたいと言っていて共通化したもの。だから、結構こういう議論はどこでもあるのだけれども、全体的に効率化ということを考えたときに中央統治というのが便利だよという方向で治めようと。なので、それぞれがつくっているから何かに集約していくというのに苦労されているのは結構どこでもある話かなと。

○太田委員 ありがとうございます。

○山本委員長 それでは、大屋委員、お願いします。

○大屋委員 自治体のケースと民間のケースで、まず最初に踏まえておくべき相違というのは、民間企業というのは基本的には相互に競争関係にあり、特に同一業種の場合は市場を取り合うライバル関係にあるということなわけですね。なので、基本的には1回つかんだ顧客を逃がさないための戦略というのを展開する傾向があり、サービスを差異化するので統一は難しい。これに対し、自治体というのは競争的な側面がないとまでは言いませんが、基本的には非常に薄いのであって、顧客の取り合いという関係に少なくとも建前上は立たないということにあるわけですね。なので、その意味では本来的にユーザーをロックインする、取り込んだら逃がしません、そのためにサービスを差異化しますということの正当性は薄いのではないかと考えられる。

にも関わらずと言うべきだと思うのですが、民間事業者の場合においても、やはり規模の経済であるとかネットワーク外部性という性格は意識されており、効率性を維持したり向上させたりするためにある種の協力関係に立つということはそれなりに観察することができる。最も典型的には、銀行間の決済ネットワークみたいなものがそうであって、どういうシステムを使うか。エンドユーザーに対してどういうシステムとして見せるかというところは各銀行がそれぞれに競争するわけですが、実際お金を動かす決済のネットワークのところは、相互運用性がないと誰にとっても不便であるということで統一した規格で処理をしているということになるわけですね。

このような形で、最低限でも相互運用性の確保、それ以上に必要のある場合は標準化、もっと必要性が高いときには統一システムの構築ということは競争関係にある民間事業者

においてもなされるので、そうではない自治体については当然考えるべきことだろうと思われま

す。つけ加えて申しますと、民間事業者さん、もちろん、自分のコアサービスについては、やはり営業秘密をいかに囲い込んで逃がさないかということは考えられるわけですが、コアではないサービスについては、それはもちろん標準的なサービスであるとか外部のサービスを積極的に利用して御商売をやっておられるわけですし、典型的には企業広報において、今、ツイッターとかフェイスブックを当たり前

に皆さん使っているということですね。どのような情報を発信するか、誰に向けて発信するかというのは企業戦略の影響のあるところであって、これは企業の自治として自己決定をされるわけですが、だからといって、何か顧客に情報を送るためのプラットフォームを自力で開発するというの

は基本的には非効率。経費が高額にかかって引き合わない。

さらに言うと、1社の情報しか見られないアプリケーションはみんなインストールしてくれないので、結局、顧客に対するリーチ力も弱いみたいなことはあって、御承知のようにプラットフォーム事業者というものが巨大化して寡占状況に到達するということになるわけですね。

民間でもこのようにプラットフォーム事業者というのが出てきて共通化して、共通化してしまっ

たからプラットフォーム事業者の公正性をどう担保しますかということが問題になって、総務省で会議をやっているのだと思いますけれども、その問題には留意する必要がありますし、国が例えば情報発信の形式や経路を整えることまでは地方自治の本旨に反しないと考えると

しても、それが内容の統制に及ばないかどうかを検討したり、及ばないことを担保したりする仕組みが要るのではないかという問題に留意しつつも、やはり情報ネットワークの性質からすると、きちんと寡占が進むべきものについては進めた方がよろしい。それにより、社会全体の効率的な情報のやりとりに寄与した方がよろしいというように思います。

あと、もう一つ、つけ加えて留意しておかなければいけないことだと思うのですが、先ほど民間事業者さんも結局、プラットフォーム依存になっているのだというお話をしましたけれども、その理由としては、今、効率性というどちらかという

とポジティブなお話をしましたが、もう一つ、セキュリティ対策というネガティブな問題がありまして、やはり自社でシステム構築してしまうとトラブルがあったときに自社で解決しなければいけないし、その責任をいつでも被らなければいけない。ところが、フェイスブック上で情報発信している分には、何かあったらフェイスブックが悪いのだと、内容以外のところ

で言っておけばよろしいというような事情があるわけです。

単純な情報のやりとりだけではない業務システムについては、複雑化して多機能化して、さらにネットワーク化することによってセキュリティ的な要求水準が極めて高くなってきており、相当の技術のある企業ないし団体に委ねないと安定した安全な運用ができないという状況にますますな

ってきているということなのです。

一例を挙げますと、2018年の7月ですが、福井県の9市町がクラウド化して行っている住民票等の行政サービスの提供システムでセキュリティインシデントが起きて、8日間にわたって業務停止に追い込まれたという事案が見つかっております。これはシステムの仮想化ソフトの更新のときに問題が生じたというのが理由らしいのですが、クラウド化しているということで先進的な取組を地方で進められたケースだったとは思いますが、これは地元のベンダーさんが担当していた事業で、大規模システムの安定動作に必要な能力がやや足りなかったのではないかと疑われる事案ということになります。

住民票発行システムなので8日間止まっても不便だなで済むのかもしれないですが、これが致命的になり得るケースがないわけでもなく、さらに緊急性が高い可能性のある情報を扱うケースについては、これはやはり非常に安定的な可用性を達成することが求められる。だとすると、それを小規模システムの群れで運用し続けることにはセキュリティ的な観点からも合理性がないというように考えるべきではないかと思っております。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、市川会長、お願いします。

○市川会長 今、大屋委員が非常に体系的におっしゃったのでつけ加える程度ですけれども、お客様という視点で見た場合は、お客様の利便性はどうかというのがあるわけですね。それはクローズの中で完結しないという点からすれば、例えばSuicaあるいはPASMO。昔は各私鉄が自社独自のシステムでしか乗れなかったのですけれども、今は全ての鉄道が乗れるようになったという意味では、鉄道に乗るときのシステムは一本でいいではないか。そこでどの路線を選ぶかというのはお客様が選ばばいいわけですけれども、そういうこともあります。

それと、もちろん、カード決済も同じく、今、どこのカードでもどこでも使えるようになってきていますが、お客様の利便性を我々は一番大切にしますので、クローズにすることによって、それがマイナスになるようなことであればクローズにしない。

ただ、一方で、当然、企業の競争力という部分では独自なものが必要になります。それは、オープンなプラットフォームへ独自なものを載せるという話であって、いわばOSとアプリのような関係だと思っております。オープンなプラットフォームへ載せることがマストになることによってコストダウンにもなりますし、アップデートも含めてメンテナンスについてもコストダウンをやりやすい。あるいはセキュリティについても、もちろんリスクはありますけれども、個別よりも対応もしやすいということもあります。ですから、個別にオープンにする部分とクローズにする部分を使い分けている。その視点は、私はやはりお客様というか利用者の方にあるというように思います。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、宍戸委員、お願いします。

○宍戸委員 東京大学の宍戸でございます。

今、大屋委員と市川会長がおっしゃったことに若干補足をするような形で申し上げることと、別の論点を提起したいと思いますが、一つには、ここで事務局が御用意いただいた2つの点、ICT基盤に関する地域の枠を越えた連携・取組、組織の枠を越えた連携・取組は、いずれも官民データ活用推進基本法及びそのもとでの計画等において議論されてきた論点を、いわば地方自治の側から見ているというようなところがあるかというように思います。

まず、今、市川会長が御指摘のように、民間において大屋委員の御指摘のような企業間のいわば競争領域においてデータをそう簡単に外に出さないというのは一方において当たり前であるわけですが、いわゆる協調領域においてはオープンデータであるとか事業者間のデータ連携を進めていくことを促進するというのが官民データ活用推進基本法及びそのもとでの計画での基本的な枠組みだろうかと思います。

そして、官民というように、この民間でそういうようにやっているもののさらに前提として、官、この場合は国の行政機関及び地方公共団体あるいは独立行政法人等の保有する住民の生活に密着したデータについても、可能な限りオープンデータなどにして開放していくという方向で日本のデータ政策は進んでいるものというように理解しております。

問題は、官が何でそのように民と同じようなことをやるのかということですが、これは2つの理由があるのではないかと私は考えております。第1は、官のやっていることと申しましても、その中には極めて権力的な行政で、いわば本人が嫌だ嫌だと思うのに強制的にデータを持っていくような行政調査のような形でデータを持っていくようなものがございまして、これは次回、特に次のラウンドでICT利活用における個人情報保護のあり方ということで議論する際にまた機会があれば意見を申し上げたいと思いますが、そうでないような行政領域は、いわば行政サービスでございまして、実は広い意味では民の提供するサービスと同じく公、官が民間と同じような形で、個人、住民に対してサービスを提供している部分があるわけでございます。

そうだとしますと、この御時世でございますので、データを使ってサービスを高度化していったり、他の様々な民間の供給されるサービスと前提となるデータを共有していったりして相互に利便性を最終的なエンドユーザー、住民との関係で高めていくということは必然であろうかというように思います。

もう一点、官がオープンデータあるいはこのようなデータ利活用に取り組むということが求められるもう一つの要因は、特に地方公共団体ということで申しますと住民に身近なデータを地方公共団体が様々お持ちであるということと、そして、現在のこれも個人情報保護に関わる論点でありますけれども、今の流れとして、何か事業者間でとりわけパーソナルデータを勝手に連結するというよりは、1回、本人にデータのコントロールビリティを認める、あるいは本人にデータを戻した上で、そして、本人が同意したり納得したり、そのサービスの中でデータ流通利活用を進めていくという本人起点のデータ利活用を進めるというのがIT総合戦略本部で、私も議論しているところでございます。

そういう意味で、官もいわば一種のサービスであるということと、本人起点でのデータ利活用、社会全体のデジタルトランスフォーメーションを進めるという観点から、官においてもこのような行政のデジタル化、オープンデータ等の取組を進めていくべきではないかという論点が打ち出され、それが地方自治との関係でこの場で問題になっているというように問題の状況を捉えるべきではないかと私は考えております。

この観点で私自身が国土交通省で関わった例を1つ御紹介したいと思います。この間、骨太の方針等において都市計画基礎調査情報のオープンデータ化あるいはその利活用を求めることが長年要求されてまいりまして、国土交通省において、各地方公共団体の、都市計画基礎調査情報の標準化及びその利活用、民間の利活用を広げるための検討に私は関わってまいりました。

その際に感じましたのは、私も初めて勉強したので行政法の先生方には当たり前のことだったのかもしれませんが、様々な法令に基づく様々な情報をそれぞれの地方公共団体において整理されて都市計画基礎調査情報をつくられているわけでございます。

その中には、とりわけ住民に身近なものであり、要保護性があると同時に、このルートでないとならばとれられないだろうというような地方税法の執行に関わるような情報、それがそのまま出ていくと当然、これは地方税法上、大問題ですので、それは出ていかないわけですが、しかし、それを使って加工してプライバシー等との関係で問題がないような形で都市計画基礎調査情報をつくっている部分というのがある。それをある程度、どういうやり方でオープンデータ化していいかということは、各自治体が相当苦勞、苦心されたり、国土交通省においてもかなり苦心されて、恐らく総務省の自治財政の部局と色々御相談があったと思います。

実は、こういった細部のところに、オープンデータを進めるとかICT基盤における組織の枠を越えた連携・取組というものを進めようというときに障壁が潜んでいるわけございまして、こういったところのいわば解釈とか手続とかを国において簡単に統一化して、これはオープンデータとして出していい、こういう加工の仕方であれば、あるいはこういう主体に対してであればこのデータの活用を認めていい。それから、こうしたデータは、この法令の執行との関係で必須のデータであり、それが簡単に出ていくと問題があるから出てはいけないとかというような解釈を一元的に、しかも、そこでワンストップで示せるような仕組みをきっちりつくるというようなことも含めて、このICT基盤における地域の枠を越えた連携・取組、組織の枠を越えた連携・取組が必要であり、それを支えるための国の役割というのが資料3の39ページの二重丸のところではないかと考えております。

ほかにも色々申し上げたいことはございますが、ひとまず私からは以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、村木委員、お願いします。

○村木委員 今、都市計画基礎調査の話があったので、私も都市計画が専門なので、そのところから少し申し上げたいなと思うのですが、例えば都市災害が起きるようなときに

結構建物とかのデータなどが非常に大事なことになるのですが、非常に古い建物がどこにあって、それがどのような状況になるか。そこから、そうすると、固定資産税とかの計算をすることができますから、都市計画基礎調査のデータというのはなかなか一般的には外に出ることはなくて、状況を知るといのは非常に難しいです。例えば都市を小さくするといったときに下水道の状況がどうなっているか、水道がどうなっているか、その情報を全部提供していったときに、仮にテロが起きたときにどうなるのか。だから、この議論の際にデジタル情報といったときのデータというのはどこまでを対象に議論するのかということが一つあるように思います。

以前、国土交通省で福岡の地盤崩落をしたときの会議に出ていたときに思ったのですが、行政の持っているデータと例えば道路のボーリング調査のデータ、これは民間企業がお持ちだったりして、それをつなげていかないと、道路とかは市町村界を越えて町がつながっていったりするのですが、その管理というのはいなかなかされていなかったりします。

本当は市民のための安全な町をつくるのための行政の役割だとか、あと、ここで議論すべきデジタル化といったときに多くの人を持っているものをうまく合わせていけば、本当はいい社会をつくることのできるのでしょうかけれども、悪用されることも含めて検討しなければいけなくて、どちらかという日本はそちら側の危なくなる方のことを気にしてデータをクローズすることが今まで多かったということがありますので、なかなかオープン化がアメリカなどに比べると遅れているのかなという感じがいたします。

それと、もう一つ感じたことが人材のところなのですが、情報担当職員という形をつくっていくのはもちろん大事なことなのですが、その人を中心に行政の中でデジタル化ということを図っていくと、特定の分野にしか結局これが活用されなくて、利活用が非常にしやすいようなものをつくって行政マンの中でそれが多く使われるようにしないと、単体のプロジェクトとか単体の政策をする際に幅広く都市課題に対応するということがなかなかやりづらいのではないかと、そのように思いました。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、谷口委員、お願いします。

○谷口委員 本日の資料にありますような国の考え方について、大変重要な論点をいただいているかと思えます。資料の39ページの議論の着眼点の上から1つ目、2つ目というところ、私も非常に勉強させていただいて関心を持つところでして、今、研究室の方で例えばRPAを自治体が導入するという事例について、研修をどうやるかとか全体を巻き込むのか、情報化はどうやるのか、原課はどうなのかとか、一緒に研究をさせていただいているのですけれども、そこで感じることは、先ほど来、先生方から御指摘もあったように、一種、守りのICT活用と攻めのICT活用があるように思っていて、例えば大屋委員がおっしゃったような点や市川会長がおっしゃったような点で基盤となるような業務効率化を進めるもの、また、セキュリティをしっかりとしなければならぬものはできるだけ国がしっかりと

リードをとって早くやった方がいいという感触があります。

というのも、去年、総務省が行われた調査によりますと、全自治体のうち、1割程度の自治体がICTやロボティクスの実証実験や導入を進めており、指定都市はほとんど、都道府県は結構な割合で、基礎自治体になるとほとんどやっていないという状況です。非常に先進的な自治体と、余裕がない自治体の差が大きく出るような政策分野であろうかと思えます。

その進んでいる自治体は既に自前で予算化して、例えばRPAですと汎用システムを導入しつつある。もうRPAの業界の中でいくつかの大企業さんがつくってらっしゃる汎用プラットフォームがあって、そういうことにお金を出してライセンスを買って導入を進めているという状況が来ている。これは前回も言いましたけれども、国がどういったものを標準的なものとして用意するかというときに、国がまた一から自治体全体のことを考えてつくられるのか、あるいは既にある程度のシェアがあるような汎用システムをベースとしてつくられるのかによって、既に導入している自治体も対応が変わってくると思えます。

これは最初のスタート地点だからしょうがないとも思うのですが、そういった幅広く標準的なものをという場合には、どのような時点で標準化をするのか、何を基盤にしてするのかというところを急いで決める必要があるかなと思います。

一方で、攻めの活用という場合には、これは各自治体がそれぞれの考えですとか地域の戦略等々を考えて、今までになかったような使い方をしたりといったやり方もあると思うのですが、やはりこれも先進的な自治体や財政の余裕のある、リソースのある自治体で先に試みられていて、そうではない小さい自治体だとなかなか試みることが難しいという差があると思いますので、国が助ける部分があるとなれば、そういう小さい自治体の試みを何らかの形で助ける。財政サポートや人的サポートを行う。あるいは先進的な自治体がやっていることは、これは拡大した方がよさそうだ、拡散した方がよさそうだという場合には国が関わっていくというように国の関わり方をどうするのかという点が非常に大きい課題なのだろうと思います。

さすがに、そういった標準化をしても国から人を派遣しますというようなことを全国で続けられないので、これは都道府県単位のような形のサポート体制にするのか、圏域とかそういった何か違う枠組み、近い自治体の中で考えていくのか、そういった進め方が今後課題になるのだろうなと思いました。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、渡井委員、お願いします。

○渡井委員 渡井でございます。

1つだけ感想を申し上げたいと思います。今、御議論を伺っている印象ですが、自治体の置かれている状況に関わらず一律にデジタル化を推進していくべきということでしたら、どのようなシステムを設けるかについて、国がリーダーシップをとるという形での支

援になるのだと思います。そうではなく、各自治体の置かれている状況によって、人口なのか、面積なのか、地理的状況なのかはわかりませんが、それによってデジタル化のあり方を異なるものとするのであれば、国の支援のあり方は、リーダーシップをとるというよりはカスタマイズされたものになっていくのだろうと思います。

いずれにいたしましても、デジタル化を進める、国がその支援をするときに、優先順位を考えていくのだろうと思いますが、その基準としては、先ほどあったような住民のニーズなのか、あるいは行政のニーズなのか、セキュリティの確保のしやすさであるのかといった点があるものと思います。そういった基準や視点について、イメージをお教えいただければありがたいというように思いましたので、一言、申し上げました。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、大山副会長、お願いします。

○大山副会長 皆さんのお話を伺っていて重要性が色々わかってきて、特に村木委員の先ほどのお話でオープンデータの重要性というのは非常に具体的によくわかったと思います。ただ、あまり議論が進まないうちに確認しておきたいことがあるのですけれども、要は地方制度調査会で何をどこまで議論するかということを目に決めておかないと、とてもこれは大きな問題で、問題が拡散するような気がいたします。

全国利用とか共同利用とか公共民間の連携や、それはこういう方向で進めようといったことは議論できるかもしれませんが、具体的に何をどうするかというのは恐らくほかにもたくさん同じような会合があって専門家が議論してらっしゃると思うので、そちらにお任せするしかないのではないかと思います。

一番最後に載っているマイナンバーと個人情報保護の話も関係はもちろんあるのでしょうけれども、これを総体として正面からここで議論するべきなのかどうかというのも少し私はよくわからない気がいたしますので、その辺の少し仕分けをしていただいで、ここを議論するという方向性を出していただかないとなかなかまとまらないのではないかと思います。回数も限られておりますので、ぜひその辺をお願いしたいと思います。

○山本委員長 現実的には非常に重要な問題ですので、その点について、もし御意見があればいただきたいと思いますが、田中委員、お願いします。

○田中委員 民間企業でも今、大きな課題になっているのがデジタルトランスフォーメーション（DX）で、あらゆる業務をデジタル化して競争力を付けていこうという時代になっているわけなのですけれども、今回の行政のデジタル化が目指すものは、一つは住民サービスの充実と、もう一つは自治体の職員の方の働き方改革で、つまり、効率化ということだと思います。

そこの中でこのデジタル化を整理すると3つぐらいに分けられるのかなと思っており、もし何かプラスがあれば先生方に補足いただきたいのですけれども、1つ目は、今回地制調で作成した、将来予測に基づいたシステムをつくって、それを必要とする自治体に適用してもらおうパターン。具体的には、児童相談所や教育委員会、介護サービス、医療体制等

の問題を未然に察知して見える化してアラートを出していくようなサービスは、全国自治体で全て必要なものだと思います。そういうシステムを自治体に適用する場合は市町村、首長さんたちからも要請があったと思いますけれども、国がイニシアチブをとっていくかどうかということが問われるのかなと思います。

2つ目は、自治体の業務をデジタル化するには、当然、その地域の住民のデータベースを使いますので、非常に慎重にしなければいけないことと、管理、リスクマネジメントの問題意識体制です。レジリエンス、BCP、防災のことを考慮すると、自治体間連携に加えて、バックアップを国がどうするのかとか、そこにどんな関わり方をしていくのかという課題もあるかと思っています。

3つ目は、今、民間と自治体で協力して進めているデジタル化です。これはあらゆる地域において、ICT農業とかICT酪農、個体管理までして世界に打って出るようなビジネスに着手している地元企業や事業主もあり、そういうところというのは必ず自治体がそれぞれ支援をしているというような環境があるかと思っています。RPAとか地域MaaSとか、あとインバウンド政策とか、こういうところは民間と地域の自治体が広域化、自分の地域で連携をするということのデジタル化だと思いますので、先進的な事例は公表して、ほかに横展開、水平展開できないかを広めていくということになるのかなと思います。今、起きている事象に国がどこまでどんな関わり方をしていくかというレイヤーを決めるということがポイントになるのかと思います。

○山本委員長 ありがとうございます。

太田委員、お願いします。

○太田委員 最先端と実務をたくさん教えていただいてとてもありがたかったのですが、それでようやく自分の感じていた危惧を自分で理解できたと思います。別にICT基盤に関する地域の枠を越えた連携・取組を進める、全国利用・共同利用を進めるという一般論は問題ないと思うのですが、どの領域でやるのが効果的かという問題が多分あって、この論点がどうもはっきりとは出ていないような気がするのです。

確かに大屋委員がおっしゃった、ほかの方もおっしゃったように、地方公共団体は公益追求を目的とするので非競争的である、区域も分割されているから非競争的ははずだというのが基本的な出発点であって、かつ事務も、多くの事務は法令で法定されている。したがって、処理要件も決まっている。処理過程だって通達まで見ればかなり決まっている、生活保護などまでいくと書式だって決められている。また、そういうところは共同システムに乗りやすいかもしれない。その一例は住基ネットだろうと思います。

問題は、そういうものをさらに進めるという方向で共同利用する、そのときには徹底的に、要するに通達、紙に書いた文書のみならずアーキテクチャーのレベル、システムのレベルまで国が提供することになるだろう。もちろん、それでいいだろうと思います。

ただ、そのときに我々は、地方分権を進めてきた思考は地域の自己決定といって、やはりプラスアルファ、サービスのところで差異化してくださいねという感じだったはずで

例えば児童相談所でも児童福祉士の必置義務を外すというのは、そうやってやれば、実際は見事に外れていますけれども、必要に応じて専門職を雇うでしょう、こういう予想だったわけです。つまり、地方分権の下でサービスを差異化してくださいということだったと思います。これに対して、システム化を進めるといのは、ある程度、差異化しないでくれないか、あるいは差異化を諦めてくれという議論になるだろう。それもそれで根性を決めてやるならいいだろうと思います。

もう一つ、私が危惧しているのは、基盤をつくる、連携の基盤をつくるか仕組みをつくると言っても、どうも使ってもらえないということです。多分、何かニーズがずれているという問題領域もあるのです。ここのところ、我々、地制調は、だから私は連帯責任を負わされるのかもしれませんが、色々な連携の仕組みを補充して行って、教科書的には大体ここでクラスターは埋まったわけです。組織でやるものも契約タイプでやるものも大体埋まっているのですが、しかし、同時に、何かよかったと思って使われているかという、私は授業をしながらやや釈然としない思いがあります。

かつ、どうもこちらが連携でこういうことをやってほしいと思っているのと、地方公共団体が周りとの連携したいと言っている事務がずれているのではないかと。特にどういうものを共同したいのかと聞くと、観光資源の開発とか、どちらかというとなら非法定事務なのです。非法定事務を共同化したいとなれば、創意工夫のためのプラットフォームをつくる。それは企業さんの広告基盤としてのツイッターとかフェイスブックとかという形であり得るだろうとは思いますが、逆に国はどういう仕掛けでそれを、また、国ならよくできるのかということ自体も私にはよくわかりません。そこら辺の何となく一緒にやるとICTの限界費用が安いので良い意味があるのではないかとというのは一般論としてはいいのだと思うのですが、どういう事務がなぜこれにふさわしいのかということはある程度特定しないと空振りをまたするのではないかと。

法律を改正するだけなら文言の話なのですが、共同基盤だとお金を使って物的基盤をつくってしまうので、空振りとなるとかなり厄介なことになると思います。そこら辺の地方公共団体の事務論とデジタルの共同基盤の関係、ICT基盤の共通化の関係をもう少し論点化した方がいいのではないかと感じました。

以上です。どうもありがとうございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

勢一委員、どうぞ。

○勢一委員 私も地方分権に携わっているので、今の太田委員の御指摘とまさに同じことを思っていました。分権をしたことによって地域特性を反映できるような事務の運用が期待される場所に、このデジタル化が入ることでどういう影響があるのか。やはりそれは何をデジタル化の対象とするかということと含めて、少し議論をする、留意をして考える必要があるのかなと感じています。

実際に分権の方でも色々な地方自治体からの提案が出てきて、国の方としては、これが

いいだろうと思って用意したものが必ずしも現場にマッチしないということは色々な分野で発生していますので、確かに同じようなことを重ねてはいけないだろうという問題意識は私も持っています。

ただ、デジタル化の対象として、もちろん事務との関係もあるのですが、1つ気になっている部分としましては、確かに効率化をする、効果的に事務ができるようにするためのデジタル化というのは、あくまでも手段ですから、従来のやり方の延長としてデジタルの手続が来るというだけであれば大きな違いはない。法的な意味で大きな違いはないのかもしれませんが、皆さんの御議論を伺ってみますと、事務のあり方そのものが変わる、情報の取扱いそのものが変わる。むしろ、それが変わらないと事務の効率化ができないのだということになって、ビッグデータも含めて課題になる。そういう意味では、かなり体制のシフトが必要で、そうなってくると、従来の事務の延長のままの議論で耐えられない論点が出てくるのではないかと危惧しています。

今、ここで網羅的には浮かんでいないのですが、例えばデジタル化をして情報を共有できるようにしていく。情報共有できれば住民や事業者等に対するサービス提供がよくなるし、自治体間での情報共有もしやすくなる。国と地方自治体との間の情報共有も簡単にできるようになる。これは手間もかからないし、効率化がアップする。しかし、これをシステムとして考えれば、あらゆる自治体がそのシステムを使ってくれないと、実は効率化には最終的には寄与しない。結局、使うところと使わないところがまだらになったままのシステムは、二重の手続の手間がかかることになるので、本当のシステムの効率化を追求するのであれば、利用強制を組まなければいけない場合もあり得るのではないかと。

特定の手続、システムの利用強制をもしするのだとすると、それはどういうロジックで可能になるのか。やはりこういうところは法的な議論がかかってくるころなのかなと感じています。

○山本委員長 ありがとうございます。

飯島委員、お願いします。

○飯島委員 システムというものとこの中にも業務プロセスという言葉が出てくるとなると、いわゆる自治組織権に関わってくるのではないかと考えました。来年4月に施行される内部統制などもやはり自治組織権に関わるがゆえに、なるべくそれを尊重しようという方向に進んできたと思いますので、今、利用強制という言葉が使われましたけれども、そこに入っていいのか、危惧もしております。

また、作用として見ますと、調達ということもあるのかと思ひまして、そうしますと、中に入札という話も出てきましたけれども、契約手続などで何らかの規律をすることもありうるかと思ひました。

そして、役割分担原則との関係で申しますと、この中で利便性ですとか効率性ということが出てまいりましたけれども、地方自治法第2条第14項に最小経費最大効果の原則がありますが、これは地方公共団体を規律する原則としてはあるとは思ひのですが、ただ、第

1条の2第2項の自主性、自立性については国の役割ということが明確に謳われているのに対して、利便性とか効率性というものの価値を持って国の役割というものを根拠づけることができるのだろうかという疑問があります。あと少し外れますけれども、第1次分権改革のときの法定受託事務の定義の変遷があった中で、そこでもやはり国民の利便性とか事務処理の効率性の観点からというのがあったと思うのですが、その時点では、その観点から地方公共団体が処理するのだということで、むしろ近接性と利便性、効率性というものがつながるといのがその時点では一般的に妥当していたかと思います。もちろん、時代も、また、その分野も異なるところはあるのですが、こういった自治体の事務処理あるいは業務プロセスというところどこまで国の役割を見出すことができるのか、根拠づけについてももう少し考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、市川会長、お願いします。

○市川会長 どういう情報を共有するかとかどう使うかというのは、それぞれの自治体が必要に応じて連携も含めてご判断されるのでしょうかけれども、問題は、連携したくてもできないことです。システムがばらばらで、やろうと思ってもできないのが今の問題だと思います。ですから、やはりシステムを基本的には共通化して、その上で広域連携をするにしても、データの連携というのは地勢的なものではなく色々なところに幅広く使えます。ただ、そのためのインフラとしてのシステムが今、できていない、ばらばらだということが多分議論になっているのではないかなと思うのです。

国が主導でやるとすれば、例えば1社で全部というわけではいかないでしょうけれども、国としては必要最低限の要件を明確にして、その上で民間などがOSのようなプラットフォームのシステムをつくって、必ずそのシステムに乗っかっている情報は必要であれば連携できるのですよというような指針、方針を示していく。具体的にそれをどうするかということ国としてリーダーシップをとるといことがやはり私は議論として必要ではないかなと感じます。

○山本委員長 ありがとうございます。

さらにいかがでしょうか。大屋委員、横田委員の順、あと宍戸委員ですか。

それでは、宍戸委員からお願いします。

○宍戸委員 基本的にシステムを自治体に強制するというのは、やはり私もこれは地方自治、分権の観点から見ますと相当強いナショナルな公共性というものが必要だろうというように思います。

他方、本来、地方分権との関係で目指されるべきは、いわば地方公共団体それぞれが、その上でアプリケーション的に様々な行政サービスが提供できる自由度の高いプラットフォームのようなものを構築するというのは、分権あるいは地方公共団体の自治の能力を高める、サポートするということが、国としてそれがやるべき役割のまずは根幹に据えられ

るべきかなというように思っています。

それが足りないからこそ、今、市川会長がおっしゃられたように非常に問題になっているわけですが、しかし、問題は、そうやってプラットフォームをつくるのだということで実際には自治体がやりたいことがやれなくなってしまう、技術的にそもそもやれなくなってしまうとかといったようなことが起きる可能性があることでございまして、そういったことを解決するために、うまく国と地方の間でニーズとか技術的な要件とかを調整するようなプロセスというものをきちんとつくるといったようなことが一つ必要ではないかと思っております。

また、この点でいいますと、国が何も関わらないで民間の事業者がプラットフォームサービスを自治体に提供するという事は、ある意味で、公共私共の部分としてはいいのかもしれませんが、それによって自治体の逆に身動きがきかなくなるといったような可能性もあるので、あまり国が自治を尊重してということで、基本的には業務プロセスだから口を出さないということではまずいのではないかとこのように思っております。

他方で、自治体が様々な先進的な取組をされたいという場合には、必要な自治体の自由度を特例的に広げるような法改正とかローカル5Gであるとか最近はやりのスマートシティとかもそうかもしれませんが、そういった枠組みを別個用意すべきではないかと思えます。そういうように国の役割は多様でないかと思えます。

○山本委員長 では、大屋委員、お願いします。

○大屋委員 大変重要なのは、宍戸委員もその言葉を使われましたが、競争領域と、私の方では非競争領域と言いますが、その切り分けであるというように認識をしています。非競争領域で特に国の側からも義務づけ・枠づけで関与している部分については、もともと業務プロセスの中身も共通性は高いはずであり、統一的に処理される必要性が高いものであり、したがって、システム統合を進めていくとか、場合によっては使用強制をすることも十分考えてよいことだと思ひ、逆に競争領域であって、まさに自主的な自律的多様性が求められる領域についてはそういうことが基本的にはまず考えられない。

太田委員が御言及された観光振興などというのはその一つの例であって、ここは競争領域なのですね。やはり隣町ではなくてうちの温泉に来てほしいということで競争するわけですから、そこで何かのプロセスを国がつくって強制するという事はおかしいでしょうということになる。ただし、その場合でも、これは市川会長が御指摘のとおりですが、小規模自治体で、放っておくと自力ではやれないというケースがあり、そういったところを補助するためにプラットフォームを用意する。使うか使わないかは自治体さんの自由ですよという形で統一的なアクセシブルなプラットフォームを用意することは想定できるかもしれない。

まさに観光領域でいいますと、観光庁の日本遺産事業のようなものがあって、自治体の方から手を挙げて認めてくれという申請をして、国が認める場合にはここできちんとその広報をしますよ。情報を出して一元的に見られるようにいたしますよといった形で支援し

ていくというのがそのような領域における支援のあり方だとは思っております。

以上です。

○山本委員長 それでは、横田委員、お願いします。

○横田委員 ありがとうございます。

デジタル化における標準化においてデータの項目、ナンバーの持ち方だけは競争領域であり、非競争領域であっても、合体していくうえで必要だと思います。一方で、例えばシステム発注における仕様のところはまとまって発注した方が絶対に効果的なのは間違いないですけれども、一本にするかというのは議論があってもよいと思います。

先ほどの住民票のアウトプットが縦書きか横書きかということは、実は大したことなく、その項目がそろっていればアウトプットのもので、そこは結構切り分けた話をする必要があるかなというように思います。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

さらに何かございますか。

それでは、谷口委員、お願いします。

○谷口委員 先ほど御指摘にあったように、こういった何かシステムを導入するときに、どういうところで使えて、どういうところで別に使わなくていいのか、あるいは使うべきでないのかという点、また、何かは国でつくったら強制的に使わせたりするようなことも考えなければいけないのかというような点が非常に重要だと思いました。例えば書類の自動作成システムの場合も小規模自治体だと大量の書類が来るわけではないときには、システムの使い方を覚えるより人が入力した方が早いみたいなことは往々にしてあると思うので、強制的に使うとか全面的にみたいなことは非現実というのはおっしゃるとおりかと思えます。

一方、議事録作成などというのは、どんなサイズの自治体であってもある仕事で、しかも自動化できると便利と思われると思います。そのように政策領域というよりは作業領域というか業務領域ごとに合う、合わないがあったり、実は人口とか処理する書類とか業務が多い自治体の効率化には役立つが、小さい自治体の効率化には役に立たないということはあるかと思しますので、そこは全部でやりましょうということではなくて、現実的に考えなければいけないかなというのはおっしゃるとおりかと思いました。

○山本委員長 ありがとうございます。

そろそろ時間がまいりましたので、本日はこれぐらいにしたいと思います。

とても本日の議論、私が一言でまとめることは不可能でございますので、本日の議論を事務局の方で整理していただくことにします。色々な重要なキーワードがあったと思います。1つ気がつきましたのは、最後の議論の着眼点で申しますと、利用もそうですけれども、特にセキュリティの問題ですね。これは少しまた分けてといいますか、それ自体として考える必要があろうかと思えますし、技術を導入する場面だけでなく、それを利用して

いって、利用者としての地方公共団体が、これは不便だとかということフィードバックする仕組みも必要だと思いますので、そのあたりのことも中には書かれていたのですが、気をつけて議論していく必要があるかというように思います。

事務論については後半の方で特に色々話が出てきましたけれども、もともと事務の話は、国がある程度完結的に決定できる、地方公共団体がある程度完結的に決定できるということを前提にしてきたわけですが、技術の開発とか利用の仕方という部分は、恐らく地方公共団体のみならず国も完全にはコントロールできない話です。最後の論点のところでは地方公共団体と国の連携の話と同時に公共私連携の話も入れたのはそのあたりでして、今までの事務論をそのまま当てはめて議論をすると技術の実態と合わない議論になってしまう可能性があるのでは、そこは気をつける必要があると思います。

今、色々なワードが出てきて、こういうようにいわば地方公共団体の事務に近い部分から共通化するのがなじむ部分というような切り分けも色々な委員からいただいておりますので、事務局の方でさらにそのあたりを整理して次回の議論につなげていければというように思います。そして、同時に大山副会長から御発言がございましたように、どこにこの地方制度調査会としてフォーカスをして議論していくのかということもまとめていきたいと考えております。

次回ですけれども、第4回総会を開催する予定でございます。開催に際しましては、改めて事務局より御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして本日の専門小委員会を閉会いたします。長時間にわたりましてありがとうございました。